

研究不正問題への対応に向けて

(主要な背景・論点)

1. 研究不正に関する基本的認識

- ・ 科学技術の研究は、それに関わる多くの人間が生み出した成果の集大成であり、過去からの研究成果の積み重ねを受け継ぎ、それを発展させて未来へ受け渡していく一連の行為。
- ・ 研究者は、社会・国民からの有形・無形の負託に対して応える必要があり、その役割を果たす責任。これは国民との社会契約であり、科学技術の研究活動の根幹。
- ・ 一般に、論文、学会発表、成果報告書などの形で発表された研究成果、および研究資金獲得のための研究計画書における意図的な「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」が研究不正行為と見なされる。
- ・ 研究活動を弱体化させる不適切・無責任な行為としては、その他にも研究データの管理不足による逸失、危険な研究方法の採用、不適切なオーサーシップ、論文の分割など論文数を不適切に増す行為、論文査読・研究提案書の査読における不適切行為（意図的な遅延、研究上の観点から逸脱した過大な要求）が国際的にも指摘。研究の公正性（research integrity）を維持するためにはこれらの行為にも注意を払うべき。
- ・ 研究者は研究の公正性を維持する一義的な責任を負う。
- ・ 研究者を雇用する研究機関や、研究資金配分機関、学会、関係府省も、研究者を取り巻く環境を整備する主体として、研究の公正性を維持する重要な役割。

2. 国内外におけるこれまでの取組

- ・ 我が国では、平成 18 年に総合科学技術会議（当時）が「研究上の不正に関する適切な対応について」を作成し、研究者コミュニティ、関係府省、大学および研究機関等が指針、規程を策定するなど研究の公正性を維持する仕組みを講じるよう要請。
- ・ 関係府省、各研究機関及び日本学術会議をはじめとする研究者コミュニティはその文書を受けた対応を行い、また自主的にも、指針、規程、倫理規範など研究の公正性を維持する仕組み作りを取組み。
- ・ 海外でも研究不正行為は問題となっており、平成 19 年以降、研究活動における公正性に関する世界会議も開催。平成 22 年の「研究公正に関するシンガポール宣言」のような世界的な指針等もとりまとめ。各国・地域においても、その状況に応じた取組み。
- ・ しかしながら、国内外において研究不正行為は少なからず発生。

3. 科学技術の研究をとりまく環境の変化

- ・ 近年の科学技術の研究を取り巻く環境の変化として、研究費や研究職ポストを巡る競争の激化、研究分野の細分化・専門化、研究チームの構成員の多様化等。
- ・ 研究者は、研究費や研究職ポストの獲得を巡って国内のみならず国際的な競争に曝され、社会的にも学術的にも顕著な成果を、短期間に多く生み出し、なおかつ広く発信することが期待されており、これが研究者に対する大きなプレッシャー。結果として、客観的にデータをとらえる、あるいは再現性の検証や研究者間での議論等、結論の妥当性を繰り返し確認するといった慎重な検討が希薄化。
- ・ 科学の発展に伴って研究分野が細分化・専門化。他者の研究内容を十分理解し、結果の妥当性

を専門的見地から見極めることはより困難化。研究者間のオープンな議論を戦わせる機会は限定。研究者相互のチェックの弱まり。

- ・ 複合的な問題にチャレンジするための専門分野の融合や研究プロジェクトの国際化や、世界的な人材の流動化が進む中、異なる文化や教育システムの中で育った研究倫理の判断基準となるベースラインが異なる研究者で研究チームが構成される機会が増大。
- ・ 一方、こうした環境変化の中、詳細な実験手順の公開や、発表された研究成果に対する査読等、研究不正行為への対応に関する新たな動向。
- ・ また我が国では、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けて若手の登用や分野融合研究の推進、クロスアポイントメント制度等、新たな政策を推進しているところ。それに伴って研究マネジメント上の課題が顕在化しつつあり、その解決に向けた取り組みを更に進めていくことが必要。

4. 研究不正行為への対応に関する基本的視点

- ・ 研究不正行為への対応として、研究分野の多様性等を踏まえつつ、研究活動に係る各主体が、それぞれ有する規範・責任に応じて、その抑止・対応策を整備していくことが前提。

(1) 研究者及び研究者コミュニティ

- ・ 研究者及び学会に代表される研究者コミュニティは、研究者として備えるべき倫理に基づいて研究の公正性を維持する責務を負っており、自らその研究倫理を習得・涵養し、また、守るべき規範・ルールを自ら定義・維持・遵守していくべき。
- ・ なお研究活動を通じて研究倫理を習得するだけでなく、できる限り研究キャリアの早期段階に体系化された知識として学ぶことが肝要。また、それが一過性のものにならないよう、若手の時期にとどまらず、研究分野の進展等に応じて付加的に必要な研究倫理に関する知識や技術と合わせて、定期的・継続的に学んでいく必要。
- ・ 一定の経験を積んだ研究者は、高い研究の公正性が維持される風土が醸成されるために主導的役割を果たす必要。自ら身に着けた研究倫理を日常の研究活動を通じて後進の研究者にも伝えるべき。

(2) 研究機関

- ・ 研究者を雇用する研究機関は、研究の公正性を維持する仕組みを作り、それを継続的に運用・評価・改善していく必要。万が一、研究不正行為の疑惑が生じた場合は迅速・適切に対応できるような体制を整備しておく必要。
- ・ 体制の整備・運用に当たっては、我が国における留学生や外国人ポスドクの増加などの現状を踏まえ、異なるバックグラウンド（研究者としての教育、研究公正性に対する認識）を持った研究者にも配慮する必要。

《研究機関での予防的措置》

- ・ 研究不正を予防するためのベースラインとしては、研究者として持つべき研究倫理や基本的な研究作法を習得するための研究倫理教育があり、その教育内容・教授方法については、モデル的に開発された先行事例を参考にして、分野・機関の特性を踏まえたものとなるように努めていく

必要。

- ・ 研究倫理教育は、学生と若手研究者、研究室の主宰者など主導的立場にある研究者といった立場の違いを踏まえ、その権限と責任に見合った内容であることが重要。

《研究機関での事後的措置》

- ・ 教育を徹底したり、罰則を設けたとしても、人間の営みである以上、不正な行いを根絶し切ることが難しい。実際に研究不正行為の疑惑が生じた際に、研究活動全体への信頼を失うようなことのないよう、迅速で的確な対応が取れる仕組み・体制を前もって整備しておくことが重要。
- ・ 研究不正行為の疑惑の調査のルール策定・運用に当たっては、定義や対象範囲を巡って明確性が確保される必要があり、ルール中のあいまいな用語などで実際の対応に誤解や不備が生じないことが重要。
- ・ 実際に研究不正行為の疑惑が生じた時に的確な対応ができるように、訓練を行う等、日頃から危機管理の対応について備えをしておく必要。
- ・ 研究不正行為と判定された場合は、同様の事案が再発しないよう、その原因・背景について徹底的に検証し、実効性ある改善策を講じていく必要。
- ・ 研究不正行為の対応において、既に起こった事案への対応から教訓を学ぶことは有益であり、これらを他者も参照できるように情報を蓄積する仕組みの整備について、各研究機関のみならず、研究者コミュニティ、研究資金配分機関、関係府省などの関係者全体で検討していく必要。

(3) 研究資金配分機関、関係府省等

- ・ 研究資金配分機関も、研究の公正性を高める主体として大きな役割。例えば、競争的資金を申請する研究者に研究倫理教育の受講を義務付けさせることで、研究者に研究倫理の徹底を図る機会を増やすといった取組がある。
- ・ 関係府省は、各研究機関の取り組みに実効性を持たせる責任。
- ・ 総合科学技術・イノベーション会議は、関係府省・各研究機関を超えたグッドプラクティスを含む多様な情報の収集・共有に向けて、横断的な場を提供。

5. 留意すべき事項

近年の研究不正の状況を鑑みて、研究不正行為に対しては厳正かつ公正・中立に対処することが重要である。研究不正行為に対し必要以上の厳罰化などの対応を行うと、研究現場が萎縮することになり、研究者の自由で独立した研究環境が破壊され、国全体の科学技術の発展が損なわれる事態にもつながりかねない。科学技術イノベーションを推進し、我が国の未来を切り開くために、国全体として冷静に対応する必要。